

第 1 章 総則

第 1 節 目的

本節は、一般対策編第 1 章第 1 節を準用する。

第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、一般対策編第 1 章第 2 節を準用する。

第3節 三木町の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

三木町は香川県東部に位置し、高松市の東方10～20km圏、岡山市・徳島市とは50km圏、大阪市・広島市とは150km圏にある。町域は東西5.8km、南北18.4km、面積は75.78km²となっている。

西及び北は高松市、東はさぬき市と接し、また南は徳島県との県境となっている。

南部は、讃岐山脈から連なる中山間地域で、新川水系の源となっている。中央部は平坦地で、東西に幹線道路と並行して高松琴平電気鉄道長尾線が走っており、これらに沿って市街地が広がっている。北部山地では、四国横断自動車道沿いに開発された工業団地をはじめ、民間による工場進出が進んでいる。

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和である。

(2) 面積

面積は75.78km²で、その土地利用は、約24%が田畑、約40%が山林となっており、緑豊かな環境が広がっている。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

人口規模は28,790人(平成17年国勢調査)で、爆発的な増加はないが着実な増加を見せている。世帯数は、核家族化に伴い増加傾向にある。核家族化の状況を世帯当り人員でみると、2.8人となっており、香川県全体の値(2.68人)を若干上回っている。

年齢構成の推移(平成12～平成17)は、全体で、高齢人口増8.1%、年少人口減5.2%、生産年齢人口減1.3%と少子高齢化による年齢構成のアンバランスが顕著である。

(2) 交通

道路

東西幹線として、北部地域には国道11号、南部中山間地域には国道193号、中央部には県道高松長尾大内線がある。南北幹線としては、県道小菟前田東線などがある。

また、四国横断自動車道が通り、町内にはさぬき三木ICが設置され、京阪神方面とは2時間程度で結ばれている。

鉄道

鉄道は、高松琴平電気鉄道長尾線が通り、町内には7つの駅が設けられており、高松までは30～40分程度である。

3 過去の地震災害

香川県では、100～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707年10月 28日 (宝永4年10 月4日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年12月 24日 (嘉永7年 (安政1 年)11月5 日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者3,000人、家屋全壊10,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津4	北緯 35°38' 東経 134°56' 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。香川県では、小被害があった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
南海道地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松5 多度津5	北緯 32° 56 東経 135° 51 深さ 24 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決壊・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成7年 (1995年) 兵庫県南部 地震 1995年(平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3 震度 高松4 多度津4 坂出4	北緯 34° 36 東経 135° 02 深さ 16 km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906戸、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
平成12年 (2000年) 鳥取県西部 地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3 震度 土庄5強 観音寺5弱 高松4 多度津4 大内4 坂出4	北緯 35° 16 東経 133° 21 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
平成13年 (2001年) 芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M6.7 震度 高松4 多度津4 土庄4 観音寺4 坂出3 大内3	北緯 34° 08 東経 132° 42 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2名、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,209箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)
2 高松、多度津の震度は気象官署の値、坂出、観音寺、土庄、大内の震度は震度観測点の値である。(現在の観測地点名称は、高松は高松市伏石町、多度津は多度津町家中、坂出は坂出市王越町、観音寺は観音寺市坂本町、土庄は土庄町甲、大内は東かがわ市三本松である。)
3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

1 基本的な考え方

県では阪神・淡路大震災を教訓として、地震防災対策の強化・推進を図るための思索の一つとして、平成7～8年度の2ヵ年で地震被害想定調査を行っている。この調査は、大規模な地震が発生した場合を想定して、県内各地の揺れや液状化等による被害を科学的・定量的に予測したものであり、この結果は、今後の防災対策の基礎資料として、また、県民の防災意識の高揚などに活用することを目的としたものである。

2 地震被害想定調査

(1) 前提条件

県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、活断層による内陸型の地震(2ケース)と南海地震などのようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震の合計3ケースを想定した。

想定時期は、火気使用率が高く、地震火災等が多く発生し、全体の被害量が大きくなる「冬の夕刻」とした。

(2) 想定地震

想定地震1： 南海トラフを震源域とする地震

県内において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフと呼ばれる海溝を震源域としている南海地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね100～150年ごとに繰り返し発生している。最近では、1946年にマグニチュード8.0の南海地震が発生しているが、宝永南海地震(1707年)と安政南海地震(1854年)では、マグニチュード8.4であった。地震の規模は、安政南海地震と同規模地震を想定して、マグニチュード8.4と設定している。

想定地震2： 中央構造線(三野・池田断層)を震源域とする地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。ここでは、県西部に相当の被害をもたらすと予想される三野・池田断層を想定した。地震の規模は、「新編 日本の活断層」に掲載されている地震規模推定式を用いて計算し、その断層の断層長からマグニチュード7.7と設定している。

想定地震3： 長尾断層を震源域とする地震

長尾断層は、本県の中央東部に存在する活断層で、東西方向約20kmにわたっているものであり、ここで地震が発生した場合には、県の東部に大きな被害をもたらすものと予想される。地震の規模は、「新編 日本の活断層」に掲載されている地震規模推定式を用いて計算し、その断層の断層長からマグニチュード7.1と設定している。

(3) 地震動予測結果

想定地震1： 震源域=南海トラフ M(マグニチュード)8.4

町内の震度は5弱～6強になると予想され、山地と高位段丘(基盤露出部)では震度5弱、平野部を中心に広い範囲で震度6弱が出現し、新川下流域の一部で6強と予想された。

想定地震2： 震源域=中央構造線 M(マグニチュード)7.7

町内の震度は、5強～6強になると予想され、広い範囲で震度6弱～6強、北部の一部で震度5強と予想された。

想定地震3： 震源域=長尾断層 M(マグニチュード)7.1

震度は、6弱～7になると予想され、長尾断層に近い平野部で震度7、広い範囲で震度6弱～6強と予想された。

(4) 被害予測結果

想定地震1： 震源域 = 南海トラフ M(マグニチュード) 8.4

- ・ 県全体での全壊棟数は約 4,600 棟(0.6%)、半壊棟数は約 17,400 棟(2.4%)であった。
- ・ 被害の規模は他の想定地震より少ないが、被害の範囲は県内全域に及んでいる。
- ・ 県全体での死者数は約 200 人、負傷者数は約 3,300 人であった。なお、延焼が起ころなかったため、死者のほとんどは建物倒壊によるものである。

想定地震2： 震源域 = 中央構造線 M(マグニチュード) 7.7

- ・ 県全体での全壊棟数は約 61,600 棟(8.4%)、半壊棟数は約 180,000 棟(24.6%)であった。
- ・ 県全体での死者数は、約 6,700 人、負傷者数は、約 37,000 人であった。

想定地震3： 震源域 = 長尾断層 M(マグニチュード) 7.1

- ・ 県全体での全壊棟数は約 80,000 棟(10.9%)、半壊棟数は約 143,000 棟(19.5%)であった。
- ・ 県全体での死者数は約 6,700 人、負傷者数は約 36,000 人であった。

【被害想定結果総括表(三木町内の被害)】

想定項目		想定地震		
		南海トラフ M8.4	中央構造線 M7.7	長尾断層 M7.1
震 度		5 弱 ~ 6 強	5 弱 ~ 7	5 弱 ~ 7
建物被害	全壊	31	2,315	5,443
	半壊	70	5,937	4,500
火災	出 火(棟) (一日目)	0	10	19
	焼 失(棟) 〔 発災後3時間までの 出火による延焼シ ミュレーション 〕	0	216	214
人的被害	死 者(人)	4	298	424
	負傷者(人)	20	1,204	1,697
	罹災者(人)	166	13,724	16,516
	避難者(人)	50	4,117	4,955

平成 16 年度香川県南海地震被害想定調査においても、本町の被害予想結果は同じ。

【参考 県内の被害】

想定項目		想定地震			県内の総数	
		南海トラフ M8.4	中央構造線 M7.7	長尾断層 M7.1		
震 度		5 弱～6 強	5 弱～7	5 弱～7		
建物被害	地 液 震 状 動 化 ・	全壊	4,567	61,671	80,068	731,485 棟
		半壊	17,414	179,821	142,872	
	津波	床上浸水	26,498	-	-	
		床下浸水	20,410	-	-	
火 災	出 火（棟） （一日目）	47	302	340	731,485 棟	
	焼 失（棟） 〔 発災後3時間までの 出火による延焼シ ミュレーション 〕	29	30,780	36,815		
人 的 被 害	死 者（人）	188	6,763	6,692	1,027,006 人 〔 平成7年 国勢調査 〕	
	負傷者（人）	3,324	36,969	36,168		
	罹災者（人）	34,096	390,059	385,777		
	避難者（人）	10,232	117,017	115,734		
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上水道（箇所）	839	7,539	6,753	6,501 km	
	下水道（箇所）	60	1,141	1,496	1,214 km	
	ガ ス（箇所）	343	1,238	1,310	802 km	
	電 柱（本）	367	1,113	956	147,230 本	
	電話柱（本）	224	604	548	128,744 本	

津波の被害については、東南海・南海地震同時発生 M8.6（中央防災会議の波源モデルを使用）による被害想定である。

第5節 地震防災対策の実施に関する目標

住民生活の各分野に重大な被害を及ぼす恐れのある地震災害に対処するためには、地震発生前にさまざまな対策を講じ、被害軽減を行う必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。そこで、別に定める地震防災対策の実施に関する目標に基づき、効果的な対策を戦略的に集中して推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

本節は、一般対策編第2章第5節を準用する。

第2節 建築物等災害予防計画

本節は、一般対策編第2章第6節を準用する。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

本節は、一般対策編第2章第1節及び第2節を準用する。

2 液状化災害の予防対策

町は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	町（総務課）、消防団、高松市消防局、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 出火防止、初期消火

（1）一般家庭に対する指導等

- ① 町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

（2）事業所に対する指導等

- ① 町及び高松市消防局は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者、防災管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実に努めるよう指導する。
- ③ 町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- （1）町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- （2）町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- （3）町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

3 消防水利の整備

- (1) 町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 町は、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第5節 危険物等災害予防計画

本節は、一般対策編第2章第10節を準用する。

第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	町（環境保全課、土木建設課）、県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	----------------------------------------------------------------------------------------

1 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路施設について、耐震結果等に基づき、対策工法を決定し緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、都市防災対策として電線・共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置、無線回線付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように整備点検、補修工事等を行う。

3 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

4 廃棄物処理施設

町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

第7節 ライフライン等災害予防計画

本節は、一般対策編第2章第14節を準用する。

第8節 防災施設等整備計画

本節は、一般対策編第2章第15節を準用する。

第9節 防災業務体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第16節を準用する。

第10節 医療救護体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第17節を準用する。

第11節 緊急輸送体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第18節を準用する。

第12節 避難体制整備計画

本節は、一般対策編第2章第19節を準用する。

第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

本節は、一般対策編第2章第20節を準用する。

第 1 4 節 文教災害予防計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 1 節を準用する。

第 1 5 節 ボランティア活動環境整備計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 2 節を準用する。

第 1 6 節 災害時要援護者対策計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 3 節を準用する。

第 1 7 節 防災訓練実施計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 4 節を準用する。

第 1 8 節 防災知識等普及計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 5 節を準用する。

第 1 9 節 自主防災組織育成計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 6 節を準用する。

第 2 0 節 愛玩動物の保護計画

本節は、一般対策編第 2 章第 2 7 節を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

主な実施機関	町（各班） 県（全部局） 防災関係機関
--------	---------------------

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 県東部で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 2 県東部で震度5弱以上の地震が発生し、町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 東南海地震が単独で発生したとき。

災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、町庁舎3階302会議室に設置する。

災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副町長

- ・ 第2順位 総務課長

イ 副本部長

副町長、教育長及び消防団長を副本部長とし、本部長を補佐する。

所管する課・局・室を持たない参事があるときは、その者は副本部長の職務にあたるものとし、本部長に事故あるときの代行順位は第2順位とする。

ウ 本部員

- 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 本部員は、会計管理者、各課長、出納室長及び議会事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
- 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

カ 班

- 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班（総務班・住民班・作業班・教育班・消防班）を置く。総務課長を除く各課・局・室長は自らの所管する課・局・室の属する班の班長となり、会計管理者は総務班の班長となる。また、消防班の班長は消防団副団長とする。
- 各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。

キ 出張所

各出張所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、総務課長の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

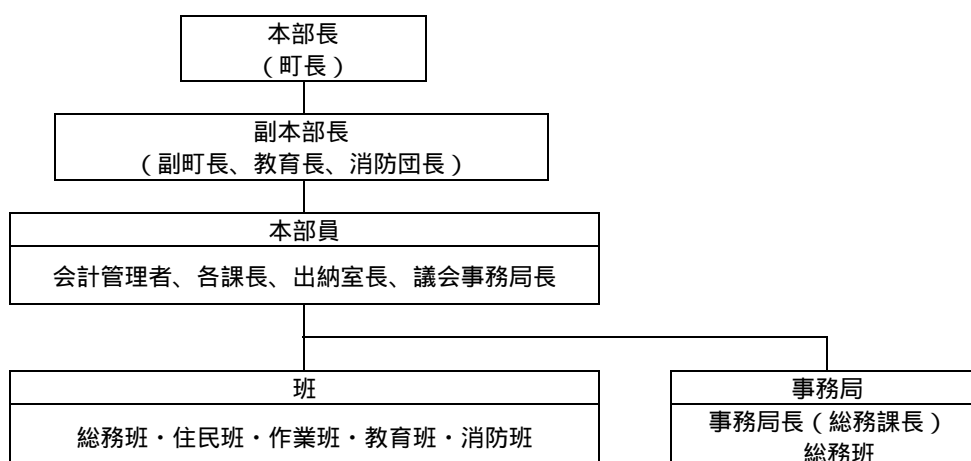
県との連携

県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

災害対策本部の解散

町長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を解散する。

【三木町災害対策本部組織図】



【別表1 三木町災害対策本部各部各班の分掌事務】

班	担当課	分掌事務
総務班 (事務局)	総務課	本部の庶務に関する事。 本部会議、その他関係機関との連絡に関する事。
	政策情報課 議会事務局 出納室	警報の伝達及び災害広報に関する事。 災害情報及び被害情報の収集、集計、報告に関する事。 防災情報システムの管理に関する事。 避難所の開設に関する事。 職員の動員に関する事。 関係機関に対する協力及び応援要請に関する事。 自衛隊の派遣要請に関する事。 食料、物資、医薬品、燃料等の調達に関する事。 その他他班に属さない事項。
住民班	税務課 住民生活課 健康福祉課	社会福祉施設・児童福祉施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 被害者の応援援助に関する事。 医療、助産に関する事。 避難所の管理運営及び連絡調整に関する事。 防疫その他保健衛生に関する事。 被災納税者の調査、減免等に関する事。 り災証明に関する事。 義援金の受入に関する事。 その他民生、厚生に関する事。
作業班	環境保全課 土木建設課 産業振興課 上下水道課	公共土木施設、農業用施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 建築物の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 農地、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 商工に関する応急対策及び復旧対策等に関する事。 上下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 避難所開設時の物資等の搬送に関する事。 清掃その他環境保全に関する事。 応急仮設住宅の建設等に関する事。
文教班	教育総務課 生涯学習課	教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 児童、生徒等の避難に関する事。 災害時の応急教育及び給食に関する事。 社会教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。 文化財の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。
消防班	消防団 (水防団)	消防、水防その他の防災活動に関する事。 人命の保護及び救助に関する事。

本表に記載のない事項については、その都度、本部長が定める。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	・ 県東部で震度4の地震が発生したとき。 ・ その他町長が必要により指令したとき。	情報連絡活動を主とし、状況により第2次配備に移行可能な体制 総務課長以下数名程度
第2次配備	・ 県東部で震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 ・ その他町長が必要により指令したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え可能な体制 全所属の指定職員
第3次配備	・ 県東部で震度6弱以上の地震が発生したとき。	全職員配備

(2) 動員体制の確立

各所属長は、各所属の動員計画を事前に作成し、職員に周知しておく。

各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。

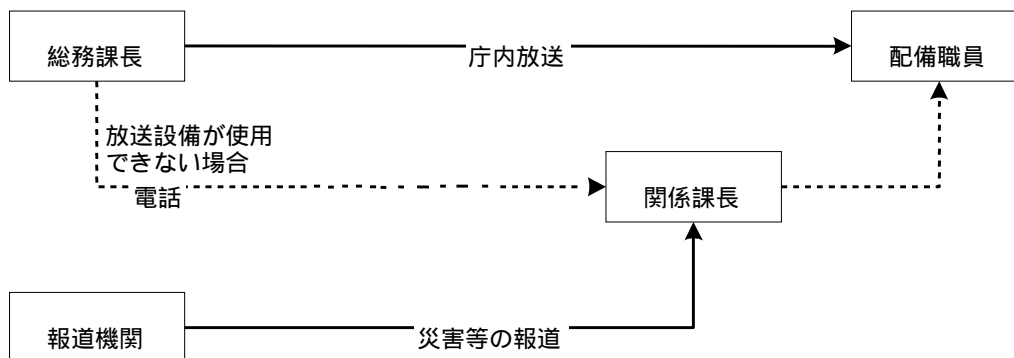
各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により伝達する。

関係所属長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



【勤務時間内における動員伝達】

勤務時間外における動員

ア 職員は、テレビ、ラジオ等報道機関等からの情報により県内の震度に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に参集する。

イ 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に参集できない職員は、最寄りの出先機関に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

参集状況報告

動員を行った場合、各所属長は、毎日、職員の参集状況（所管の出先機関の参集状況を含む。）を速やかに把握し、事務局長（総務課長）に登庁人員及び動員可能人員を報告する。

各班の動員要請

ア 災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。

イ 各所属長は、応援を要する場合には、事務局長（総務課長）を通じて、本部長（町長）に応援を要請する。

ウ 応援要請を受けた本部長（町長）は、動員可能人員の状況により動員数を調整し、応援側班及び受援側班に伝達する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

【資料 3 - 1 - 1 三木町防災会議条例】

【資料 3 - 1 - 2 三木町災害対策本部条例】

第 2 節 広域的応援計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 節を準用する。

第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画

本節は、一般対策編第 3 章第 3 節を準用する。

第4節 地震情報等伝達計画

地震に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

主な実施機関	町（総務班） 県（危機管理課） 高松地方気象台
--------	-------------------------

1 地震に関する情報等

(1) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認められた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表する。

発表基準

- ・ 県内で震度1以上を観測したとき。
- ・ その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

地震情報の種類と内容

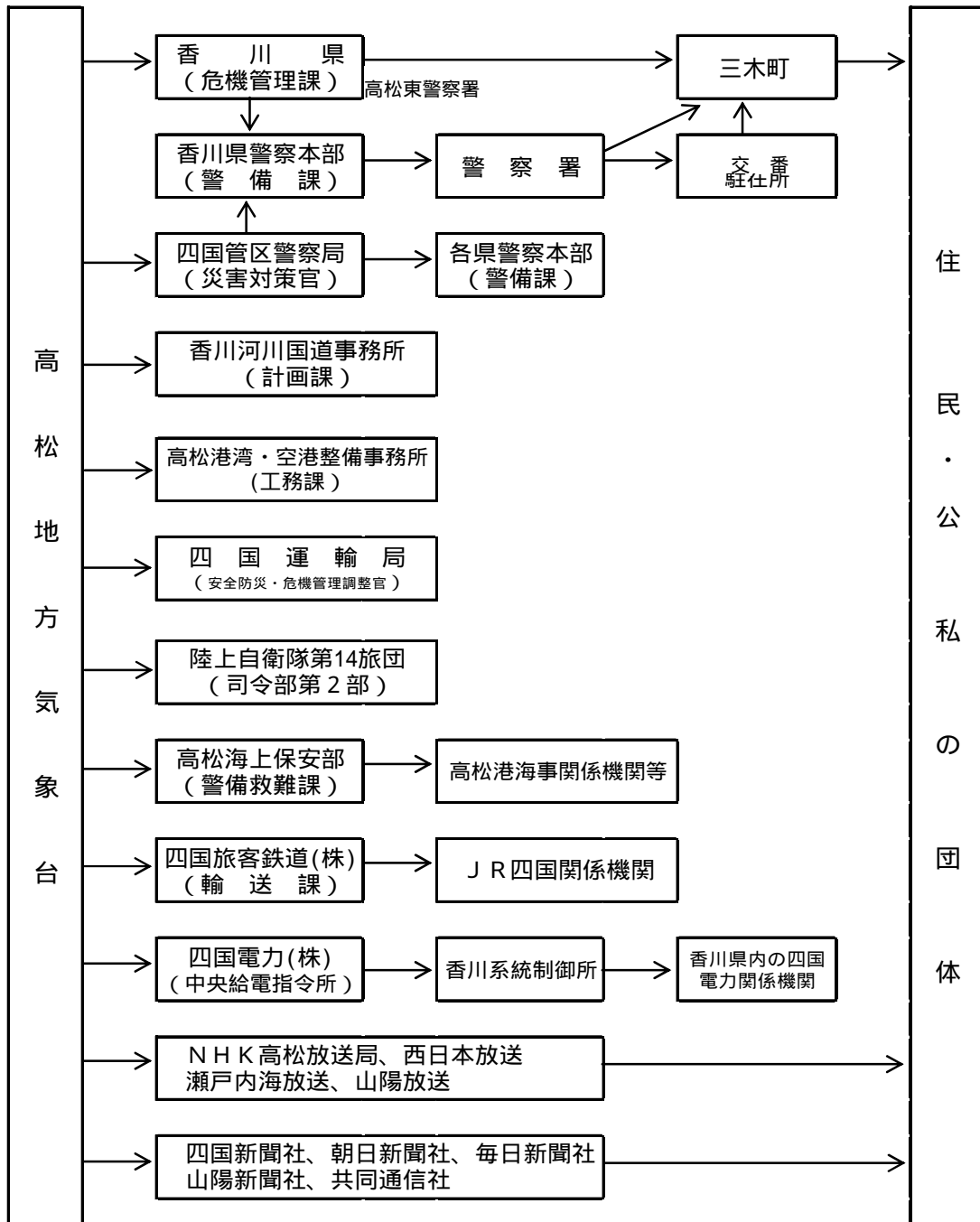
【地震情報の種類と内容】

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を約180に区分)と震度、地震の発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし(津波予報)」,又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも若干の海面変動が予想される場合及び津波警報・注意報を発表した場合は、地震の発生場所(震源)その規模(マグニチュード)震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。津波予報(津波の心配がない場合)を含めて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。津波予報(津波の心配がない場合)を含めて発表する。
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部(カガワノトウ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部(カガワノセイ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



【地震情報で用いる町内の震度観測点】

地域名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	三木町氷上	三木町大字氷上 310 三木町役場敷地内

(2) 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度 4 以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 県の情報収集伝達体制等

(1) 県は震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。

(2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報等を、緊急防災情報ネットワーク専用受信端末で受信し、県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

(1) 警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

【資料 3 4 1 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

第 5 節 災害情報収集伝達計画

本節は、一般対策編第 3 章第 5 節を準用する。

第 6 節 通信運用計画

本節は、一般対策編第 3 章第 6 節を準用する。

第 7 節 広報活動計画

本節は、一般対策編第 3 章第 7 節を準用する。

第 8 節 災害救助法適用計画

本節は、一般対策編第 3 章第 8 節を準用する。

第 9 節 救急救助計画

本節は、一般対策編第 3 章第 9 節を準用する。

第 10 節 医療救護計画

本節は、一般対策編第 3 章第 10 節を準用する。

第 1 1 節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関	町（総務班、消防班）高松市消防局、県（危機管理課）
--------	---------------------------

1 町の活動

(1) 町は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。

延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。

重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。

消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。

(2) 町は、自らの消防力では対処できない場合は、香川県消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 住民等の活動

(1) 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。

(2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(3) 町は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平常時から広報等を行い、住民等へ周知する。

【資料 2 - 1 5 - 4 消防団現勢】

【資料 2 - 1 5 - 5 消防水利の現況】

【資料 2 - 1 5 - 7 町防災無線通信施設】

【資料 2 - 1 0 - 1 危険物施設】

【資料 2 - 1 0 - 2 高圧ガス関係事業所】

【資料 2 - 1 0 - 3 火薬類関係事業所】

【資料 2 - 10 - 4 毒物劇物営業者】

【資料 2 - 16 - 1 香川県消防相互応援協定】

第 1 2 節 緊急輸送計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 1 節を準用する。

第 1 3 節 交通確保計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 2 節を準用する。

第 1 4 節 避難計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 3 節を準用する。

第 1 5 節 食料供給計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 4 節を準用する。

第 1 6 節 給水計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 5 節を準用する。

第 1 7 節 生活必需品等供給計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 6 節を準用する。

第 1 8 節 防疫及び保健衛生計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 7 節を準用する。

第 1 9 節 廃棄物処理計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 8 節を準用する。

第 2 0 節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

本節は、一般対策編第 3 章第 1 9 節を準用する。

第 2 1 節 住宅応急確保計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 0 節を準用する。

第 2 2 節 社会秩序維持計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 1 節を準用する。

第 2 3 節 文教対策計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 2 節を準用する。

第 2 4 節 公共施設等応急復旧計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 3 節を準用する。

第 2 5 節 ライフライン等応急復旧計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 4 節を準用する。

第 2 6 節 農林関係応急対策計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 5 節を準用する。

第 2 7 節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関	町（総務班、住民班、作業班） 県（環境管理課、みどり整備課、土地改良課、河川砂防課、建築課）
--------	------------------------------------------------

1 土砂災害対策

- (1) 町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。
- (2) 町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

- (1) 町及び県は、被災した建築物・宅地等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士等により応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかない。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努める。

3 環境汚染への対策

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等につき、県から住民に対する情報提供等の要請があったときは、町は、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 【資料 2 - 1 - 1 山腹崩壊危険地区】 | 【資料 2 - 1 - 2 崩壊土砂流出危険地区】 |
| 【資料 2 - 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所】 | 【資料 2 - 2 - 2 土石流危険渓流】 |
| 【資料 2 - 2 - 3 地すべり危険箇所】 | 【資料 2 - 2 - 4 土砂災害警戒区域】 |
| 【資料 2 - 3 - 1 河川重要水防区域】 | 【資料 2 - 3 - 2 高堰堤】 |
| 【資料 2 - 3 - 3 主要水門】 | 【資料 2 - 4 - 1 ため池重要水防区域】 |

第 2 8 節 危険物等災害対策計画

事業者は、地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

その他の対策は、一般対策編第 3 章第 3 2 節を準用する。

第 2 9 節 ボランティア受入計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 6 節を準用する。

第 3 0 節 災害時要援護者応急対策計画

本節は、一般対策編第 3 章第 2 7 節を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

町及び県は、地震に強いまちづくりに当たっては、次の項目を基本的な目標として検討する。

- ・避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- ・ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等
- ・建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ・耐震性貯水槽の設置等

その他の対策は、一般対策編第4章第1節を準用する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

本節は、一般対策編第4章第2節を準用する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

本節は、一般対策編第4章第3節を準用する。

第4節 義援金等受入配分計画

本節は、一般対策編第4章第4節を準用する。

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町、県および防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、一般対策編第1章第2節のとおりである。

3 東南海・南海地震の特徴及び対応方針

東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、以下の点が指摘されている。

被害が極めて広域にわたる

中でも津波被害が甚大

同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高い

町は、県及び防災関係機関等と連携をとり、計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた以下の防災対策を推進する。

(1) 広域な被害への対応

東海地方から近畿、四国の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みを実施する。

(2) 時間差発生への対応

東南海・南海地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

仮に、東南海地震が単独で発生しても、近接して南海地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを早急にまとめあげて防災対策の中に位置づける。

第2節 災害対策本部等の設置等

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

主な実施機関	町（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

1 災害対策本部等の設置

町長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに三木町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び三木町災害対策本部条例に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集等

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制および参集場所等の職員の参集計画を定める。職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

東南海・南海地震が発生した場合、被害の防止、軽減等のため、必要な各種災害応急対策を行う。

主な実施機関	町（各班）、県（全部局）、防災関係機関
--------	---------------------

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、一般対策編第3章第5節及び第6節を準用する。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(3) 二次災害の防止

町は、余震等による二次被害防止のため、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が安全であるかどうかの応急危険度判定を行う。町で対応できない場合は、県へ要請し、応急危険度判定士等の協力を得て実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(4) 救急救助・消火・医療活動

救急救助・消火・医療活動については、一般対策編第3章第9節及び第10節並びに震災対策編第3章第11節を準用する。

(5) 物資調達

1) 町は、物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して、食料、水、毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図るものとする。

2) 町は、地震発生後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(6) 輸送活動

輸送活動については、一般対策編第3章第11節を準用する。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、一般対策編第3章第17節を準用する。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

町は、県に対して町内の居住者・公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて県へ人員の派遣を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

町は必要があるときは、町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定に従い、応援を要請する。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

東南海・南海地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

主な実施機関	町(各班)、県(危機管理課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、建築課、住宅課)、警察本部、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

1 整備方針等

(1) 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性および緊急性に従い、年次計画を作成し、その計画に沿って実施するものとする。

特に、地震防災上緊急に整備する施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進するものとする。

(2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとする。

2 町有の公共建築物の耐震化

(1) 防災上の重要建築物のうち、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図るものとする。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判断された施設については、計画的に耐震補強工事を実施する。

(2) 災害時に避難所として利用する小中学校等について、計画的に耐震診断および耐震補強工事を実施する。

3 町有の公共構造物等の耐震化

町有の公共構造物等の耐震化については、震災対策編第2章第6節を準用する。

4 避難地(避難所) 避難路の整備

町は、要避難地区(山崩れ・急傾斜地崩壊危険地域など地震災害発生のおそれが高い地区)の住民のため、耐震性を考慮して避難所および避難路の指定を行い、誘導用の標識板等の設置を行うとともに、住民への周知に努める。

(1) 避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等を図るため、避難路の整備・確保に努める。

(2) 避難所および避難路の安全性を確保するため、緑化の推進、建物の不燃化の促進、落下物および障害物の除去対策等を計画的に進める。

5 消防用施設・通信施設の整備

消防用施設・通信施設の整備については、一般対策編第 2 章第 1 5 節を準用する。

6 緊急輸送を確保するため必要な道路の整備

(1) 道路

- 1) 町は、県が指定する緊急輸送路およびそれらの緊急輸送路と防災拠点とを連絡する主要道路のうち、町が管理するものについては、橋梁・法面等の最新の耐震基準や国の点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から順次、整備を行う。なお、建設中の主要な幹線道路については、その整備促進に努める。
- 2) 道路管理者その他施設の管理者は、地震の発生により、道路、その周辺の構築物等が、落下し、または倒壊することによる被害の予防に努める。特に、避難路および緊急輸送路を確保するため、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修および補強を行う。
- 3) 緊急輸送路として、県が指定している輸送確保路線との連携を図りながら、避難場所等の応急活動拠点を相互に連絡する町道を選定し、人員および物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。
- 4) 大規模地震により大きな被害が予想される橋梁の整備を行う。

第5節 防災訓練計画

地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施する。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	-----------------------

- 1 町及び防災関係機関は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

主な実施機関	町（各班）、県（危機管理課、教育委員会）、防災関係機関
--------	-----------------------------

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

(1) 住民に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- 1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2) 地震に関する一般的な知識
- 3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4) 正確な情報入手の方法
- 5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7) 各地域における避難所（避難地）及び避難路に関する知識
- 8) 避難生活に関する知識

- 9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- 10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 自主防災組織の結成、住宅の耐震診断や耐震改修の実施の促進

町は、すべての住民が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住宅の耐震診断や耐震改修の実施については、自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意するものとする。

3 児童、生徒等に対する教育

- (1) ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動および災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。
- (2) 児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じ、避難や災害時における危険の回避および安全な行動の仕方について教育を行なう。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転者に対する教育

町は、県および県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 相談窓口の設置

町は、県と連携し、東南海・南海地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。